

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月15日

平成17年6月15日に賞与が支給されているが、厚生年金保険の標準賞与額のオンライン記録が無い。

医療法人社団A老人保健施設Bも届出の誤りを認めて訂正届を提出し、年金事務所での訂正処理もされているので、申立期間について年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与明細書により、申立人は、平成17年6月15日に医療法人社団A老人保健施設Bから賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、35万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から同年2月1日まで  
国（厚生労働省）の記録では、平成13年1月に標準報酬月額が22万円から12万6,000円に下がっているが、当時、給与が下がったことは無いので、22万円に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人について、平成12年10月の定時決定により22万円と記載されていた標準報酬月額が、13年1月の随時改定により12万6,000円となっているところ、当該処理は有限会社Aが同年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年2月13日付けでなされており、申立人以外の同僚二人についても同様の処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の代表取締役（社長）及び取締役の標準報酬月額は、平成12年7月の随時改定により大幅に減額している記録となっているところ、代表取締役は、「当時、保険料の滞納があつて自分と取締役の標準報酬月額を下げる手続をしたが、それでもまだ整理がつかなかった。会社が適用事業所ではなくなるときに、従業員の標準報酬月額を下げる処理をしたが、実際に従業員に支払う給与は下げなかったし、保険料も下げる前の標準報酬月額に相当する金額を控除していたと思う。また、従業員には、標準報酬月額を下げる処理をする際に何も説明しなかった。」と証言していることを踏まえると、申立人に係る13年2月13日付けの標準報酬月額の減額処理は、滞納した保険料を精算するために行われたものであると考えられる。

さらに、所管の年金事務所に照会したところ、「申立期間当時の資料が保存されていないため、不明である。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な処理であったとは認め難いことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月15日

平成17年6月15日に賞与が支給されているが、厚生年金保険の標準賞与額のオンライン記録が無い。

医療法人社団A老人保健施設Bも届出の誤りを認めて訂正届を提出し、年金事務所での訂正処理もされているので、申立期間について年金額の計算対象となる期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与明細書により、申立人は、平成17年6月15日に医療法人社団A老人保健施設Bから賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、給与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 旭川厚生年金 事案567

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月1日から同年7月31日まで

新聞でA株式会社（商業登記簿謄本によれば、B株式会社）の募集広告を見て応募し、面接を受け正社員として入社し、C担当の仕事をしてきた。給与明細書を見て、厚生年金保険料が控除されているのを知っていた。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA株式会社に、勤務していたことが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は申立人と同日である昭和34年1月1日、別の一人は同年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している記録となっているところ、資格喪失日が申立人と同日となっている者からは、資格喪失後もA株式会社に勤務していたとの回答を得ているが、資格喪失後の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している前述の同僚は、「A株式会社は、倒産してD市のE株式会社に売却されたと聞いている。私は昭和32年8月1日から34年7月末まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が34年1月1日で切れていることは知っている。記録が無い期間に、病気や長期欠勤した記憶も無い。当時、会社は経営も相当苦しかったようで、一斉に従業員の厚生年金保険を切ったと思う。給与などの遅配は無かったが、私や申立人も含めて、E株式会社に引き継がれた者は、その

ままA株式会社に勤めていたと記憶している。」と証言しており、当該同僚及び申立人が名前を挙げたもう一人の同僚、並びに申立人は、昭和34年8月1日にF株式会社G支店（昭和35年5月10日からは、E株式会社G支店に名称変更）において、厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A株式会社において、昭和33年2月から同年9月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員60人のうち、申立期間に加入記録が確認できる者は6人のみとなっており、申立人を含む29人が34年1月1日に資格喪失していることから、事業主は一部を除き多数の従業員の被保険者資格を一斉に喪失させたものと考えられる。

加えて、A株式会社は、昭和34年6月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も居所不明のため申立内容を裏付ける証言等を得ることができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年9月29日まで  
② 平成5年9月29日から7年8月21日まで  
③ 平成7年8月21日から8年2月26日まで

申立期間①及び③については、役員報酬に変更は無く、継続して50万円程度の支給があったと記憶している。国（厚生労働省）の記録上、標準報酬月額が53万円から20万円に変更されていることに納得がいかないので、標準報酬月額が53万円であったことを認めてほしい。

申立期間②については、昭和56年11月から平成8年2月に退職するまで継続して株式会社Aに勤務していた。勤務形態に変更は無かったにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は、株式会社Aにおける標準報酬月額の相違について申立てているが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない上、現在の事業主からも保険料控除額等を確認できる資料の提出は無い。

また、申立人は、申立期間①及び③については、役員報酬の変更は無く、継続して50万円程度の支給があったと記憶していると主張しており、オンライン記録では、平成2年10月の定時決定において、厚生年金保険の標準



報酬月額は上限である 53 万円に決定されていることが確認できるが、同定時決定において、健康保険の標準報酬月額は 65 万円に決定されていることから、同年 10 月から標準報酬月額が 20 万円に随時改定された 3 年 4 月までの申立人の役員報酬は、63 万 5,000 円以上 66 万 5,000 円未満と推認でき、申立人の主張する役員報酬（50 万円程度）とは一致しない。

さらに、事業主の回答によれば申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額が 53 万円から 20 万円に随時改定された平成 3 年 4 月を含む 4 年 3 月まで社会保険関係の事務手続を担当している上、オンライン記録では、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立期間①及び③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③において、その主張する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

ところで、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（平成 19 年法律第 131 号。以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 3 月 31 日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、当該事業所の社会保険関係の事務手続担当者であることから、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間②について、複数の同僚の証言及び商業登記簿謄本の記録から、申立人が申立期間②において、株式会社 A で継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、現在の事業主からは、申立期間②に係る賃金台帳等の資料の提出は無いことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立期間②のうち、平成 5 年 9 月 29 日から 7 年 7 月 11 日までの期間については、B 協会 C 支部の回答から申立人が健康保険任意継続被保

険者であったことが確認できることから、申立人が申立期間②において、株式会社Aで厚生年金保険に継続して加入していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 9 月 1 日から 24 年 5 月 1 日まで  
昭和 21 年 9 月 1 日に A 社 B 本社の C 部に採用された。

D 局から一人、E 局から私の二人が選ばれて、勉強するため同社の F 支社に転勤することになり、23 年 7 月に人事異動が発令され、23 年 9 月 1 日に赴任した。赴任後すぐに G 社 H 部に出向となったが、26 年 4 月に A 社 F 支社に戻った。身分はずっと A 社の社員であり、給与から厚生年金保険料等が引かれていたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が株式会社 A 社 F 支社に転勤し、その直後に G 社に出向したことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が同時期に株式会 A 社 B 本社から同社 F 支社に転勤したとして名前を挙げた同僚については 7 か月、厚生年金保険の加入状況から昭和 22 年 12 月に同社 B 本社から同社 F 支社に異動したと考えられる者には 6 か月の厚生年金保険の未加入期間が確認できる。

また、株式会社 A 社は昭和 33 年 5 月 24 日に解散し、後継会社の株式会社 I 社も平成 10 年に倒産しており、同社の元代表取締役からは申立期間当時の給料台帳等は残っていないとの回答を得ている上、前述の同僚二人は既に亡くなっており厚生年金保険に未加入となっている期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認できず、このほかに連絡の取れた同僚からも、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。